

平成
27年度
から

軽自動車税の税額が変わります

税務課 市民税係

☎42・1291

表1 車種区分 		税額(年額)	
		平成26年度まで(現行)	平成27年度以後(変更後)
原動機付自転車	50cc以下	1,200円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,400円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,900円	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,000円	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下	2,800円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超～	4,800円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター・コンバインなど)	1,700円	2,000円
	そのほか作業用	5,600円	5,900円

表2 車種区分(すべて660cc以下) 			税額(年額)		
			平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両(現行税額と同じ)	平成27年4月1日以後に初度検査を受けた車両	平成28年4月1日以後に初度検査の日から13年を超える車両(重課税)
軽自動車	四輪乗用	自家用	8,600円	10,800円	12,900円
		営業用	6,600円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,800円	5,000円	6,000円
		営業用	3,600円	3,800円	4,500円
	三輪		3,700円	3,900円	4,600円

例1:平成27年4月1日に初度検査を受けた軽自動車を購入した場合
平成27年度～平成39年度は税額10,800円。平成40年度から12,900円。
例2:平成26年10月に、平成20年8月に新車として登録された軽自動車(中古車)を購入した場合
平成33年度までは現行と同じ8,600円。初度検査から13年を超えた平成34年度からは、12,900円。

原動機付自転車・二輪車等 (表1)

平成27年度から新税額が適用されます。

軽自動車(四輪車・三輪車) (表2)

初度検査の日(※)に応じて、平成27年度以降の税額が変更となります。

初度検査の日:車両が軽自動車協会に初めて登録申請され、受理された日(新車新規登録の日)。中古車の場合は、最初の所有者による登録日。

・税額の据え置き特例措置

平成27年3月31日までに登録された軽自動車は、現行の税額が適用されます。新しい税額は、平成27年4月1日以後に初度検査を受けた車両に適用されます。

・経年車への重課税

平成28年度から、自動車が環境へ与える影響を考慮して、平成28年4月1日現在で初度検査から13年を超えた軽自動車は、普通車同様に重課税が適用されます。

新設の停留所は、次の4カ所です。

- マルナカ前
- 多ノ郷駅南広場前
- 須崎くろしお病院前
- 須崎駅前

停留所新設に伴い、時刻表・路線・運行回数が変更になります。事前に確認のうえ、ご乗車ください。

新しい時刻表は、市営バス車内・市役所(市民課窓口・企画政策課)・南公民館で配布します。須崎市ホームページでもダウンロードできますので、ご利用ください。

企画政策課 企画政策係 ☎42・5691

市営バス 停留所を新設します

11月1日(土)から、中ノ島と市民文化会館の間を運行している市営バスの停留所を新設します。

地元が一番!

運転免許を取るなら

「学生限定キャンペーン!」実施中

☆普通免許(18歳の誕生日の3カ月前から入校できます)

特典

- ①補習料金完全無料!
- ②学割(5,000円引き)学生証提示
- ③グループ割
 - ・2名で各2,000円
 - ・3名以上で各3,000円引き
- ④年内入校特典 教本・写真代 無料!

さらに... お友達を誘ってさらにお得!!

詳しくは、お問い合わせ下さい

すっきりと、さわやかに、きもちよく

須崎自動車学校

高知県須崎市多ノ郷甲4481番地
電話 0889-42-0655

0120 FreeDial 0120-938-198